入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月16日

国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 · 教 育 機 構 水 産 技 術 研 究 所 管 理 部 門 廿 日 市 拠 点 長 及 川 寛

1 . 調 達 内 容

(1)調達件名及び数量 廿日市庁舎排水処理設備保守点検業務 一式

(2)調達 仕様 入札説明書による。

(3)履行期間 自)令和7年4月1日 至)令和10年3月31日

 (4)履行場所
 広島県廿日市市丸石2-17-5

 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所廿日市拠点

(5)入 札 方 法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額に当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額になる。本人に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程(平成13年4月1日付け1 3水研第65号)第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3 . 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等(入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等)の交付を受けること。

① 直接交付

広 島 県 廿 日 市 市 丸 石 2 一 1 7 — 5 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 水 産 技 術 研 究 所 「 管 理 部 門 廿 日 市 拠 点 管 理 チ ー ム 電 「 話 0 8 2 9 — 5 5 7 0 6 6 7 F A X 0 8 2 9 — 5 4 — 1 2 1 6

- ② 宅配便着払いによる交付任意書式に「廿日市庁舎排水処理設備保守点検業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付任意書式に「廿日市庁舎排水処理設備保守点検業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- 4 . 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年2月2 1日までに上記3. あてにメール(アドレスは入札説明書に記載)又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

- 5. 入札の日時及び場所等
 - (1)入札の日時及び場所

令和7年3月4日 10時00分 広島県廿日市市丸石2-17-5 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所廿日市拠点 会議室

(2)郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和7年3月3日 17時00分 3.①に同じ。

- 6. その他
 - (1) 契約手続きにおいて 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3)入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- 7. 契約に係る情報の公表
 - (1)公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等^{※注1} として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること ※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 - ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約について は原則として93日以内)
- (5) その他 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。 なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。
- 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

- 1. 件 名 廿日市庁舎排水処理設備保守点検業務
- 2. 業務目的 本業務は、排水の水質基準を適正に維持するため、排水処理設備内の 機械・電気等の作動状況の確認及び水質管理、保守点検を行うことによ り、故障等を未然に防ぎ設備の現状機能を維持することを目的とする。
- 3. 業務場所 広島県廿日市市丸石 2 1 7 5 国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 廿日市庁舎
- 4. 業務期間 自) 令和 7年 4月 1日 至) 令和10年 3月31日
- 5. 業務内容 当所より排出される実験排水について、メーカー設計仕様書に基づき 放流水質の基準値 (pH5.8~8.6、COD マンガン 20mg/L 以下、SS10mg/L 以下) を維持すること。

なお、保守点検の対象となる設備及び作業内容の概要は以下に示すと おり。 (詳細な内容については別紙にあげるとおり。)

(1) 保守対象設備

①メーカー:栗田工業株式会社

②処理方法:酸化処理+凝集沈殿処理+砂ろ過+活性炭ろ過+キレート樹脂

③処理能力: 50 m³/日

(2) 定期点検作業

月に4回、午前8時30分から午後5時15分の間に、別紙にあげる保守 点検作業を実施すること。

本作業時に月1回もしくは1~2回頻度の作業も併せて行うこと。 作業日程については、当所担当職員と協議のうえ決定すること。

(3) 特殊点検作業

年1回、別紙にあげる特殊点検作業を実施すること。

(4) 不定期業務

排水処理設備に故障等が発生した場合、速やかに原状を回復させること。 その他、担当職員より指示があった場合は、その指示に従い業務を遂行する こと。

- (5) 水質分析の項目及び頻度
 - ①原 水・・・pH、CODマンガン、SS 1回/月実施
 - ②ろ過原水・・・pH、CODマンガン、SS1回/月実施
 - ③放 流 水・・・pH、CODマンガン、SS 1回/月実施
 - ④汚泥検査・・・全25項目(以下に示すとおり。) 2回/年実施
 - ○四塩化炭素○1.2-ジクロロエタン○1.1-ジクロロエチレン○シス-1.2-ジクロロエチレン
 - $\bigcirc 1.3$ - $\bigcirc 1.$
 - ○1.1.2-トリクロロエタン○トリクロロエチレン○ベンゼン○カドミウム又はその化合物
 - ○六価クロム化合物○シアン化合物○アルキル水銀化合物
 - ○水銀又はその化合物○セレン又はその化合物○鉛又はその化合物
 - ○砒素またはその化合物○シマジン○チオベンカルブ○チウラム
 - ○ポリ塩化ビフェニル(PCB)○有機リン化合物○1.4-ジオキサン
 - 【注1】 上記①~③のpH、CODマンガンについては、JIS-K-0102 の 測定方法を用いることとし、SSについてはろ過重量法(昭和46年環境庁告示第59号付表9)の測定方法を用いること。 サンプリングは定期点検作業時に行うこと。
 - 【注2】 上記④の項目については、昭和48年環境庁告示第13号(産業 廃棄物汚泥溶出試験項目)に則り測定検査を行うこと。 検査時期は別途打合せによる。

(6)報告書の提出

定期・不定期の別なく、作業終了の際は作業項目・結果・所見及びその他必要となる連絡事項を作業報告書としてとりまとめ、任意の書式により担当職員に提出すること。

また、1ヶ月分の作業報告及び詳細な状況報告等を別途維持管理月次報告書 としてとりまとめ、任意の書式により担当職員に提出すること。

水質分析の結果については、計量証明事業者として登録された事業者の証明 書を添付すること。

6. 特記事項 本業務を行うにあたり、設備の維持管理上必要となる薬品(次亜塩素酸ソーダ、苛性ソーダ、希硫酸、高分子凝集剤、塩化第二鉄液)及び消耗品については、点検後に残量の状況を担当職員に報告すること。

なお、調達・納入については本業務には含まない。

〈有資格者の配置〉

業務責任者は下記の全ての資格を有すること。

- ① 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ② 低電気取扱特別教育受講者
- 7. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

項目	設 置 機 器	作業内容及び頻度		備考
原水槽	原水ポンプ	原水ポンプ作動状況確認	毎回	
	散気装置	原水ポンプ振動・音聴測定	1 回/月	
		原水流入量(Vノッチ)確認及び調整	毎回	
		レベルスイッチ作動状況確認	毎回	
		散気状態確認	毎回	
		p H及び水温測定	毎回	→ポータブル型にて測定
酸化槽	撹拌機	撹拌機作動状況確認	毎回	
		撹拌機振動・音聴測定	1 回/月	
		p H測定	毎回	→ポータブル型にて測定
		槽内スケール除去	必要に応じて	
急速撹拌槽	撹拌機	撹拌機作動状況確認	毎回	
	pH計	撹拌機振動・音聴測定	1 回/月	
		p H測定	毎回	→計器及びポータブル
		p H計電極洗浄	毎回	→適時酸洗浄のこと
		p H計電極校正(p H 7 ・ 9 標準液)	毎回	
		p H計設定値調整	必要に応じて	→水質に応じて実施
		凝集状況確認	毎回	
		槽内スケール除去	必要に応じて	
緩速撹拌槽	撹拌機	撹拌機作動状況確認	毎回	
		撹拌機振動・音聴測定	1回/月	
		p H測定	毎回	→ポータブル型にて測定
		凝集フロックの状況確認	毎回	→フロックの状態により
		槽内スケール除去		薬注量の調整を行うこと
凝集沈殿槽	汚泥引抜きポンプ	沈殿状況確認	毎回	→沈殿状況により薬注量
	(エアーリフト)	傾斜板状況確認	毎回	の調整を行うこと
		p H測定	毎回	→ポータブル型にて測定
		汚泥界面確認・汚泥引抜き	1~2回/月	→原水量に合わせて引抜
		汚泥引抜きポンプ作動状況確認	$1 \sim 2 回/月$	き回数の調整
		槽内スケール除去	必要に応じて	

2/3

項目	設 置 機 器	作業内容及び頻度		<u>2/3</u> 備考
中和槽	pH計	p H測定	毎回	
一十 不口不管	ードロー 一散気装置			 →適時酸洗浄のこと
		p H計電極洗浄	毎回	→週時酸洗伊のこと
		p H計電極校正 (p H 7 · 9 標準液)	毎回	したほとはいったか
		p H計設定値調整	必要に応じて	→水質に応じて実施
7 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	71917 1.18	散気状態確認	<u>毎回</u>	
ろ過原水槽	ろ過原水ポンプ	ろ過原水ポンプ作動状況確認	毎回	
		ろ過原水ポンプ流量確認	毎回	
		ろ過原水ポンプ振動・音聴測定	1回/月	
		フロートスイッチ作動状況確認	毎回	
砂ろ過器	逆洗ポンプ	pH測定	毎回	→ポータブル型にて測定
		逆洗ポンプ作動状況確認・振動・音聴測定	1 回/月	
		差圧確認	毎回	
		手動逆洗		→差圧確認の上実施
活性炭塔		p H測定	毎回	→ポータブル型にて測定
		差圧確認	毎回	
		手動逆洗	必要に応じて	→差圧確認の上実施
キレート塔		p H測定	毎回	→ポータブル型にて測定
		差圧確認	毎回	
		手動逆洗	必要に応じて	→差圧確認の上実施
放流水槽		pH及び水温測定	毎回	→計器及びポータブル
		p H計電極洗浄	毎回	→適時酸洗浄のこと
		p H計電極校正 (p H 7・9標準液)	毎回	
		処理水透視度確認	毎回	
		積算流量計指示値記録	毎回	
薬品注入設備	次亜塩素酸ソーダタンク	残量記録・補充	<u> </u>	
)	次亜塩素酸ソーダ注入ポンプ	注入量実測	毎回	→水質に応じ注入量調整
	液体苛性ソーダタンク	残量記録・補充	<u> </u>	
	液体苛性ソーダ注入ポンプ	叶出確認	毎回	→水質に応じ注入量調整
	硫酸タンク	残量記録・補充	<u>毎日</u> 毎回	/// 英代/ // // // // // // // // // // // // /
	硫酸注入ポンプ	<u>叶</u> 出確認	毎回	 →水質に応じ注入量調整
	高分子凝集剤タンク	残量記録・補充		/八翼で心・ビロ/(垂脚正)
	高分子凝集剤撹拌機	注入量実測	毎回	
	高分子凝集剤注入ポンプ	住八重天例 撹拌機作動状況確認	溶解時	 →水質に応じ注入量調整
	回刀 焼朱別江ハハイノ	[7]元7十7 双1 15 17 八亿7 11年 10	1117月午11寸	_ ′小貝に心し仁八里明笠

3/3

項目	設 置 機 器	作業内容及び頻度		
薬品注入設備	塩化第二鉄液タンク 塩化第二鉄液注入ポンプ	残量記録・補充 注入量実測	毎回 毎回	→水質に応じ注入量調整
その他	撹拌ブロワー	運転状況確認 振動測定・音聴測定	毎回 1回/月	77.77.79
	操作盤	ポンプ・ブロワー・撹拌機の絶縁抵抗測定 ポンプ・ブロワー・撹拌機の電流値測定 エアー弁作動状況点検 各種タイマー設定変更	1回/月 毎回 1回/月 必要に応じて	→水質に応じ調整
	汚泥貯留槽 消耗品取替	タンクの液位確認および報告 pH計電極・Vベルト・オイル・グリース等	必要に応じて必要に応じて必要に応じて	/ 小貝に心 し 側 正
特殊点検作業	原水槽内部点検	底部汚泥体積状況点検 内面ライニング状況点検 散気配管状況点検	1回/年	別途報告書にて報告
	ろ過器等内部点検	ろ過器・活性炭塔・キレート塔内部の点検 内面塗装状態及びろ材の状況を点検 (マンホール開放時の可視範囲にて)	1回/年	別途報告書にて報告
	ろ過器等外部点検	砂ろ過器・活性炭塔・キレート塔において厚み計及びサーモグラフィーを使用した外部点検を実施する(膜圧の変化及びその変化による温度変化を数値化し報告する)。※内部点検の可視範囲以外についても実施する。	1回/年	別途報告書にて報告